

THE KANSAI UNIVERSITY BULLETIN

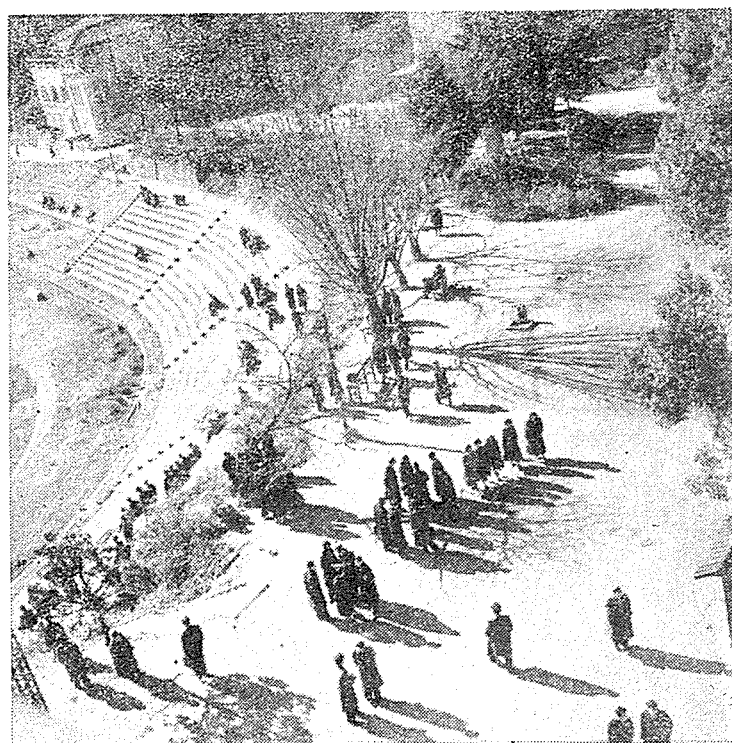
Osaka, December 15th, 1952. No. 254

關西大學學報

第 2 5 4 号

昭和 27 年 12 月

昭和二十六年十月十五日第三種郵便物認可
復刊第二四号(通卷第二五四号)
昭和二十七年十二月十五日發行(每月一回十五日發行)



關西大學學報局

就任の辭

白川 朋吉



今回図らずも学校法人関西大学理事長の榮職を汚す事になりました。私は當年数え年で八十歳になります。普通世間並の壽命から云えば所謂老人と思れ勝ちであります。しかし四十、五十は鼻たれ小僧、人生は八十からの諺の通り、私は、私の今の年齢が最も働き盛りと思つて居ります。関西大学の発展の為にこの働き盛りの情熱を全力をあげてその経営に注ぎ、課せられた重責を十二分に果たしたいと思つて居ります。

理事長就任に当りまして簡単乍ら挨拶といたします。

白川理事長略歴

明治二十七、八年本学専門部に在学、後上京して三十一年辯護士となり、爾來東京大阪を中心に辯護士生活五十余年、一方大正十四年より昭和八年迄大阪市會議長を二期に亘り就任、大阪市の運営に当時の関市長と協力して盡力、又大阪市教育評議員會議長、大政翼賛會協力會大阪支部議長、同會選舉協議會府幹事長等を歴任終戦後七年間公職追放になつたが今度、解除され、本学評議員改選を機に推されて理事長の椅子についた。特に同氏は関西大学理事、監事、評議員を歴任、大正十一年、本学昇格には多大の努力を払われた。他に諸会社役員等を多く兼任されていた爲、一時本学経営を直接担当する機會は少なかつたがその豊富な経験と柔和な御人格は、衆人のよく認められる所である。

第二五四号 目次

卷頭言

世界人權擁護週間を迎えて
人權をおもう

中谷 敬壽 (1)

来春卒業者の就職について……………山田松太郎 (5)

学内報…………… (6)

校友…………… (6)

我国經濟の自立と景氣政策
並びに國際收支について

中川庸太郎 (8)

学生…………… (12)

超耐熱合金・メタル
セラミックスに就て

太田 鶏一 (14)

学生回顧…………… (18)

デュアメルの印象……………中井 駿二 (20)

職域名簿抄…………… (21)

編集後記

世界人権擁護週間を迎えて人権をおもう

中 谷 敬 寿

一 はしがき

周知のごとく丁度今から満四年前即ち一九四八年の十二月十日は、国際連合総会でいわゆる「世界人権宣言」が採択され、国際連合とユネスコがこの日を「人権デー」とすることに決めた日である。爾来全世界の国連及びユネスコ加盟国では一齊にこの日を世界人権擁護の日と記念し、毎年十二月四日から十日までの一週間を「世界人権擁護週間」とし、記念行事を行うことになった。かくて、今年で早くも第四回世界人権擁護週間を迎えたのである。わが国は不幸にして未だ正式に国際連合に加入することを許されていないが、しかし国連の外郎団体たるユネスコにはすでに加入することをえているので、全世界の国連及びユネスコ加盟諸国と同様、今年も世界人権擁護週間を迎え、人権擁護局、地方法務局及び人権擁護委員会を中心として、特にこの週間を意義あらしめるために、諸種の記念行事が全国的に展開された。それは人権擁護のために世界的行事に連る一環として、意義深いものがあること勿論である。しかし、国際連合総会において世界人権宣言が採択されるに至るまでには、世界各国にお

いて、人としての自由や権利を獲得するための闘いが積み重ねられた、長い長い歴史がある。そこで世界人権擁護週間を迎えて人権をおもうときは、勢い何人も人権保障の歴史を省み、更に人権保障の現実を直視し、而して人権意識の在り方につき改めて想到せざるをえないこととなるであらう。

二 基本的人権保障の歴史

人としての自由や権利が人間社会において最も重要でありこれを尊重しなければならぬ、という思想はかなり古い時代から存在していたものということができる。しかし、いわゆる「自由人権」乃至「基本的人権」が制度上保障せられるに至つたのは、個人の自觉に基づき近代国家の制度が確立するに至つてからであるから、寧ろ近世になつてからであるといわざるをえない。それにしても人類の自由獲得の歴史上忘れることのできないものは、英国における一二一五年の「大憲章」・一六二七年の「権利請願」・一六八九年の「権利宣言」等であつて、これらによつて英国民は、国民としての自由や権利を或る程度獲得したのであつた。しかし、これらの権利章典の内容は、実は従来慣習上認められてきた英国民の自由や権利を確保するため

に、国王に対し法規によつてこれを確認することを要求したのであつて、新たに国民の権利を認めさせるとか、若しくは国民各自が固有の権利を有するものである、ということを主張したものはなかつた。とはいえ、権利章典による国民の自由や権利の確認は国家の制度上の保障となり、その限りにおいては国王の権利に一定の制限を加えることゝなつた。

これに反し、近世自然法思想の影響の下に、人は生れながらにして自由・平等であつて譲ることのできない固有の権利を有しているものであり、この国民固有の権利によつて国権は当然一定の制限を受けるべきものである、という思想を明瞭に表示したものは、一七七六年のアメリカの「独立宣言」や、ヴァージニヤをはじめとするアメリカ各州憲法にかゞげられた権利章典の規定である。このアメリカの「独立宣言」に示された思想は、やがて間もなく逆輸入されてフランス革命に承継され、一七八九年のフランスの「人権宣言」に結集せられ、一七九一年のフランス憲法にも亦踏襲せられた。かくて、アメリカの「独立宣言」やフランスの「人権宣言」に典型的に示された人権保障の精神は、その後、歐洲各国国民の努力によつて継承確認され、各国の近代憲法は立憲主義的憲法乃至民主主義的憲法として、いづれも「人権宣言」的规定を含まないものはないということが出来る。即ち、近代憲法は、思想や良心の自由をはじめ、宗教や言論や集会結社の自由、人身の自由や財産の自由など、各種の自由を保障するの外、更にいわゆる参政権や国務要求権を認めて国民の政治的自由を保障している。

ところが、第二十世紀になつて基本的人権の保障は、新らしい一つの発展をみるに至つた。それは第一次世界大戦後制定され当時最も進歩的な憲法典と称せ

られた、一九一九年のドイツ憲法(ワイマール憲法)の規定であつて、「ドイツ人民の基本的な権利及び基本的義務」に関する「経済生活」の条章の中で、「経済生活の秩序は、各人をして人間たるに値する生活を得せしめることを目的とし、正義の原則に適合することを要する。各人の経済上の自由はこの限界内において保障せられる。云々」と規定したことである。かかる規定の設けられたことによつて、国民の基本的人権は従来確認されていた自由権の基本的人権の保障に加ふるに、新たにいわゆる生存権の基本的人権若しくは経済権の基本的人権を以てし、こゝに基本的人権の保障は一段の発展をみるに至つたのである。ワイマール憲法に示された右の思想は、その後制定された他の数ヶ月の憲法に継承されたのみならず、更に第二次世界大戦後の各国の新憲法、例えば、一九四六年のフランス第四共和国憲法、一九四七年の中華民国新憲法、イタリア共和国憲法、日本国憲法、一九四九年の西ドイツ連邦憲法、東ドイツ共和国憲法、等々にも亦それぞれ承けつがれている。従つて、基本的人権保障の歴史において、第二十世紀の憲法の最も注目すべき一大特色は、従来自由権の基本的人権の保障から、更に生存権の基本的人権(経済権的若しくは社会権的、基本的人権)の保障へと発展したということであり、それは人間の価値尊厳を一段と自覚しこれを推進せしめたものといわざるをえない。

三 世界人権宣言の成立とその意味

かように各国憲法はそれぞれ国民の基本的人権を強化強調して保障しているが、それは何れもそれぞれの国における国内法上のものであつて、まだ世界的な規模における保障ではなかつた。それ故に、その国の

政治情勢の赴くところ殊に戦時ともなれば、時に国民の基本的人権は蹂躪されるに至る怖れがないとはいへないものがあつた。そして、人権の保障は一国の憲法により国内的なものとしてとゞめず、更に国際的なものにもまで発展せしめようとする兆を生ずるに至つた。第一次世界大戦後に生まれた国際連盟規約の中の労働憲章や、一九二九年の国際法学会における国際的、基本的人権の宣言決議等は、正にその事例に外ならない。しかし、それらの事例は、或は単に労働に関するものであつたり、或は私的な団体の行つた決議であつたりして、未だ十分な世界的規模による保障には遙に及ばなかつた。

しかるに、基本的人権の保障を国際的世界的規模に発展せしめた最も大きな契機は、実に第二次世界大戦であつたといわざるをえない。即ち、第二次世界大戦の勃発は、世界の人類をして戦争の最も根本的な原因が人権の否定にあることに想い知らしめると共に、国際的規模において人権を尊重し、国際的に互に牽制して人権を擁護するの必要を痛感せしめるに至つたのであつて、特に連合国側は人権の保障を最も重要な戦争目的の一つとして取上げるに至つたのである。米大統領ルーズベルトの一九四一年の年頭教書に示されたいわゆる「四種の自由」の確保の宣言や、一九四一年の大西洋憲章に含まれた「人権宣言」の規定や、「今度の戦争は人権の戴冠式を以て終る日が来るであらう」といふ一九四二年における英国首相チャーチルの演説等は、いづれもこの間の消息を十分物語つている。かくて、右のごとき人権擁護尊重の考え方は戦争終了後設けられた国際連合に承けつがれ、国際連合憲章中に関連した他の委員会と共に「人権委員会」設置の規定を設けて、一九四六年二月一六日設置された同

委員会の努力によつて世界人権宣言の草案を得、遂に一九四八年一月一〇日国際連合総会において、「世界人権宣言」は採択せられるに至つたのである。

かくして、国際連合によつて採択された「世界人権宣言」の有つ意味は、各国の人権宣言を同質化して国際的水準にまで高め、国際的規模においてこれを確認宣言することによつて世界的道義的拘束力を確立し相互に牽制的作用を行わしめ、依て以て、人権を擁護尊重することにより戦争を防止し世界人類の平和・幸福を將來せしめようとするにある、ということが出来る。それ故に、世界人権宣言は、「この世界に自由と正義と平和とを確立するために、人類社会のすべての構成員が生れながらにして尊厳なものであり、且つ、何人も均しく他人に譲りわたすべからざる権利を有つてゐるといふことを承認しなければならぬ」、とするかなり長い前文と、人権尊重に関する諸原則を規定した三十ヶ条の本文とから構成せられていて、実に第二十世紀における基本的人権についての宣言保障に関する世界的一大典章であるといわざるをえない。

加之、国際連合では目下世界人権宣言を更に人権規約として規定するよう討議されている。従つて、將來これが国際人権規約として決定し各国によつて批准せられた暁においては、それは従来世界人権宣言による世界的道義的拘束力より更に百尺竿頭一步を進めて強力な国際法的拘束力を確立しえて、世界人類に一大光明をもたらすことができるであらう。

四 わが国における基本的人権の保障と 實際社会における實状

基本的人権の尊重は右に顧みたくとく今日世界各国における最も重要な関心事であり、従つて、わが日本

国憲法においても、これを旧帝国憲法に比較すれば遙に量的には拡大し又質的には深化して、日本国民の基本的人権として保障している。即ち、憲法は基本的人権については、繰返しその尊重せらるべきことを条規として強調している。例えば、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過古幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」(日本国憲法第九七条)と規定し、又「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に與へられる」(同第一一条)と定め、更に又、「すべて国民は、個人として尊重される。生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しなり限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」(同第一三条)と規定しているがごときである。右のような基本的人権尊重の規定及び精神の下に、日本国憲法は国民の基本的人権として多くの個别的自由権をはじめ、平等権・参政権・国務要求権更に生存権の基本的人権をも保障している。而して、この憲法の保障する国民の基本的人権を擁護するために、中央及法務省人権擁護局をはじめ地方法務局及び人権擁護委員会を全国に設置して、自由人権思想の普及徹底と人権侵害事件の根絶を目指し、人権擁護の事務を管掌せしめるという組織機構を整えているのである。

しかるに、わが国の実際社会における実状についてみると、今なお人権侵害事件が絶えず、遺憾ながら国民の基本的人権は十分尊重され守られていると云えない状態であつて、依然寒心に堪えないものがある。

人権擁護局の記録によれば、昭和二五年十月から同二六年九月までの一年間における人権侵害事件は総数一二、八八〇件であつたのに、昭和二六年十月から本年十月迄の一年間におけるそれは総数一九、二七二件を数え、六、三七二件も増加している。しかも、公務員の職権乱用による侵害なり、強制圧迫及び暴力行爲による侵害なりが、いづれも相当高い数字を示している。なお、いわゆる村八分や婦女年少者の人身売買という人権を無視した封建的な風が今日も未だにその跡を絶つていない。更に、教育職員が児童に体刑を加え父兄から訴えられた事件が、今年だけで四十件に上つているともいわれている。更に又、自由人権をはきちがえた行過ぎにより他人の人権を侵害しているものも少くないかと思ふと、他面、知らずに他人の人権を侵害したり或は侵害せられながら人権の侵害であること知らないものもあるという。その実状は誠に遺憾千万であるが、それは結局、人権尊重という民主社会の基本觀念が、国民各自によく理解されていず、未だ国民一人々々の身についていないというの外はない。しからば、この社会において如何にすれば国民の基本的人権が現実にも尊重され守られるかというに、何にも増して重要な事柄は、国民各自が言葉の真実の意味において基本的人権の何んたるかを理解し得得することであり、換言すれば、国民の一人々々が人権意識の在り方について能く徹することではなければならないと思われる。

五 人権意識の在り方

基本的人権とは言葉の意義としては人間が人間たるに値する根本的な権利たることを意味するが、すでに顧みたら人権保障の歴史によつて知られるように、基本

的人権の發展は人間性に深く根をおろし人間の価値・尊嚴の自覚に基いている。而して、現実具体的に実在する人間は、元來物心両要素を併せ有する自然的存在者であるが、しかもその本然の要求に基き相倚り相扶け共同して生活をなすい、わゆる社会的存在者であつて、社会に生まれ・社会に育ち・社会にその一生を終るものである。それ故に、社会と個人とは恰も全体と部分との關係のごとく有機的な密接な關係にあつて、社会は個人に依存し又個人は社会に依囑するといふ相互依存の關係にあるといわざるをえない。かくのごとく、人間は物心両面を併せ有する自然的存在者であり且つ社会的存在者であるが、更に人間はいわゆる万物の靈長として理性を有する倫理的実践的活動の主体であるから、たとえ自らの裡に矛盾を包蔵しつゝも必ず何んらかの価値又は目的若しくは理想を認め、これを実現するために生活するものである。人は自らの生活において心身の欲望を満足せしめ、理性的存在者としてその人格を向上せしめるとき、幸福を感じるものである。人誰かその生活の平和と幸福を冀わぬものがあるろうか。しかるに、人は右に述べたごとく社会生活をなして互に影響を及ぼすものであるから、各人の生活状況の如何は直接又は間接に他人の生活の平和と幸福を増進又は減殺せしめる。従つて、社会は責任の連鎖であり、いわゆる連帯責任の關係にあるものといふことができる。

かくて、人が右に省みたごとく人の入たる所以即ち人間本来の在り方を自覚すれば、自らの生活の平和と幸福に關係があるばかりでなく、更に他人の生活の平和と幸福にも關係するものである、という社会意識を生ずるに至る。かゝる社会意識の下における各人の活動によつて、總ての人々がその生活を平和にし幸福

ならしめる、ということを描して共存共栄といふ、その共存共栄の社会状態を称して公共の福祉という。それ故に、人の活動の目標は常に社会意識を保持して社会連帯性を自覚し社会公共の福祉を図ることにおかれなければならない。しかも、この事は国内社会においても又国際社会においても何ら異なるべきでないから、人は常に一国内において社会意識を保持して社会の平和と幸福に貢献する用意がなければならないと共に、又廣く国際社会においても国際社会意識を保持して世界の平和と人類の幸福とに寄與するよう努めなければならない。

しからば、人間が人間たるに値する根本的な権利を意味する基本的人権は、社会的倫理的存在者たる人間たる個人の価値・尊厳を重んじ人間性に深く根を下したものであるから、基本的人権の尊重はとりもなおさず人間尊重・人格尊重の精神に外ならず、基本的人権の伸張は即ち人間尊重・人格尊重の精神を實現する所以でなければならない。而して、人が元來社会的存在者である以上、人が生れながらにして固有するといわれる基本的人権といえども社会的ならざるものはない。従つて、かのフランスの人権宣言第四条においても、「自由とは他人を害しない一切の行爲をなすることである。従つて、各人の自然的権利の行使は、社会の成員に対して同一の権利の享有を確保すること以外には、制限がない。この制限は法律によるのでなければ、これを決定することをえない」と規定して、自由を放縱と區別し、又権利の行使に社会的制約のあることを明らかにしている。それ故に、基本的人権といえども権利者が自己の権利を主張するに急なるあまり、他人の基本的人権の侵害を結果することを顧みない

いがごときは、明らかに基本的人権行使の行過ぎであり濫用であるといわざるをえない。殊に、ワイマール憲法に、「所有権は義務を包含する。所有権の行使は同時に公共の福祉のために役立つことが必要である」(第一五三条三項)、と規定せられては、それは人間の社会的存在性格に省み権利の絶対性を否定しその社会性を自覚したものといふことができる。権利の社会性の自覚は正に第二十世紀における権利思想乃至法律観の進歩であり、人間の在り方についての深い反省の結果といわざるをえない。

わが日本国憲法も亦右のごとき進歩した法律観たる権利の社会性を自覚し、その第十二条において、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」と規定している。即ち、憲法は国民に保障するすべての基本的人権に関して、これを保持する義務、濫用せざる義務及び公共の福祉に利用すべき義務を定め、これを国民の義務として課している。従つて、国民は憲法によつて保障されたすべての基本的人権については、積極的にその保持に努めなければならないと共に、しかもこれを濫用せず且つ常に公共の福祉のために利用しなければならない。かくすることによつてのみわわれ国民の基本的人権は伸張され、引いては、わわれ国民個々の人間としての価値・尊厳を重んじこれを現実の社会に實現する所以となる。かゝる人権意識を国民各自が理解しこれを身につけることこそ、わが国社会を民主化する最も根本的な要件であるといわざるをえない。

六 む す び

しかるに先に言及したごとく、この国社会においては未だ人権意識の在り方について十分の理解がなく、公に記録された人権侵害事件の数は年々増加の傾向を示しており、その表面に現われていない人権侵害を加算すれば、それははるかに三、四倍を上廻るであろうといわれている。誠に寒心に堪えない状態である。こゝにおいてか、われわれは外部からなされる人権の侵害に対しては、先に述べた社会的組織力に訴えて敢然と排除するという勇氣を奮起しなければならないこと勿論であるが、人権侵害の眞の敵は寧ろ人々の心の内に巢食つていと考えられるが故に、人権擁護の防壁を先づ人々の心の内に築きあげることが何によりも緊要であると思われる。即ち、未だに「長いものには巻かれろ」とか、「泣く子と地頭にかはてぬ」とか、更には徒らな「諦め」の観念のごときは、いづれも封建的隸従的な考え方であつて、かゝる人間性に徹しない人権軽視乃至否定の考え方こそ人権の侵害を誘發する原因となるものである。それ故に、われわれは先に述べたごとく人間本来の在り方に省みて社会的倫理的存者たる人間尊重の精神に徹し、眞の人権意識を体得して封建的隸従的殘滓を一掃し、各自の心裡に人権擁護の防壁を構築しなければならない。要は、われわれ国民の一人々々が、人間性に徹して不断的努力によつて基本的人権を保持し、而してこれを濫用せず更に常に公共の福祉のために利用し、眞の文化国家・民主社会を形成して、やがて世界人類の平和と幸福に寄與するの覚悟を改めて確立堅持することが肝要である。

來春卒業者の就職について

山田松太郎

昭和初頭にいわゆる知識階級の就職難時代なるものがあつた。しかし現在に比べその時代にはまだ日本の社会そのものにも、人の心持にも余裕があつた。今日は諸種の情勢が余程異つている。さなきだに完全失業者五十三万、潜在失業者や僅かばかりの農作、内職などによつて辛うじて生活する貧困階級二百七十万世帯という世の中へ、來春は十二万六千の大学卒業者を送り出すわけである。その上に、半数は上級学校へ進むものとして、中学、高校の卒業生二百二十万がある。勿論教育は本来就職が唯一の目的ではなく、子弟を通学させるのも投資ではない。国家や社会が莫大な費用を投じて多くの学校を設置するのも、よりよき社会人を造らうがためである。しかし大多数の者は、まず職業を獲得することによつて、自己を社会環境に適応させ、社会人としての職分を負荷することが出来るのである。四つの小さい島に八千万の人口を抱え、経済界の沈滞になやむわが国としては、失業や就職難も必然の現象かも知れぬが、それだからといつてこれ等の若い人達に、最初の職業の機会すら與えず、否応なしにその生活を否定し去つ

てよいという法はない。殊に戦時、戦後の苦しい時代を通過してきた彼等のことを思えば、国家も真剣にその具体的措置を考慮すべきであり、社会一般の人々もまた、あらゆる善意を示して彼等のための道を心配してやらねばならぬ。その点まだまだ遺憾なところが多いことを痛感する。だが一方、学生自身の反省も必要である。学窓を出るとともに、一歩でもより好き職業に就きたい、また就かせたいというのは、親子ともに人情ではあるが、一流の会社、銀行のみを求めたり、手を汚さずして、より好き収入と前途の安全を保証する場所を望んだりする、虫のよい、安易な気持は改めねばならない。若い人々にはより好き社会を造るべく、苦しくとも新しい道を切り開いて進もうとする意氣と熱があつてほしい。大学卒業者の中小企業への就職というところがやかましく唱えられるのもその為めである。尤も自由競争の必然の結果にも促されて、最近学生諸君も大いにその方面への自覚を高めてきたようである。

関西大学來春の卒業見込者は、短大を除いて、一部千六百余名、二部九百余名。

二部生の大部分は既に職を持つた者であるとしても、就職は大変である。幸い就職委員会、諸教授、幹部部の努力によつて、この數年來毎年求人増加してきてゐる。本年は文部省通達などのために各社の求人申込みが遅れたが、それでも十一月末現在で百二十余の銀行、会社、官庁からの申込みを受けている。最大の得意先ともいへべき綿業界の不況がなければ、まだまだこの數は増したと思ふ。関大としては毎年三百はほしい。本年は証券、鉄工方面の求人が比較的多く、全国に渡つて依頼状を發した勢もあつてか、各地新聞社からの申込みが目立つ。現在在学生課で判明している採用決定者數は大毎、松下電機の各四名を筆頭に總計百五十余名、保留二、三十名に過ぎぬが、学生課で作製した推薦書は千九百余通で、自己推薦、縁故等によつて既に決定してゐながら未報告者も相当あることは確實であつて、これらを加えると、現実の採用決定者總數は三百にも達するのではないかと推定される。決定者三名という某地方新制大学があるとか聞くが、そんなの比較するまでもなく、大学によつては二、三百名といへば完全就職であることを思わねばならない。尙百二十社中、結果がまだ發表されないものも可成りあり、その中には例年多數採用してくれる大口先も含まれている。また毎年、年が明けてから求人申込みをしてくる中小企

業の商社もあることなどを計算に入れて考えると、來春三月末までには、関西大学卒業生の就職率はグツと高くなるに相違ない。昨年も大学院進學者、自家當業の者などを除いて、七、八割が就職してゐる。今年もはほそれに近い率を示すのではないかと考へる。こんなことをいえば私を樂天主義者という人があるかも知れぬが、関西大学に関する限り、新聞などで報道する「全国十二万六千の大学卒業生中、就職可能の者三万五千」という予想は全く当らないと断言する。ただ、この際私が特に使用者側に対して希望することは、関大の卒業生は一部他校の学生のように、いわゆる気のきいた、スマートなものは少いかも知れぬ、また入社試験成績も必ずしも優秀な者は多くないかも知れぬ、しかし意氣と熱とに於ては決して他校の何れにも、勝るとも劣らぬ、まずその働きぶりを見てもらいたいということである。また学生諸君に対して求めることは、二度や三度の入社試験に失敗するとも、決して就職の熱意を捨てず、益々勉學と修養につとめ、最後の勝利を獲得してもらいたいことである。

東都某大学の学生は二十五度目に就職の目的を達したということである。この事実を笑つて聞いてはならない、学生諸君も、われわれ教師も、また社会一般の人々も。(文学部教授學生部長)

學内報

臨時評議員會

理事長に白川氏

十一月二十四日午後三時より天六学舎に於て臨時評議員會を開催、理事一名欠員に伴う補選の結果、白川朋吉氏が選任され、さきに選任された五名を加えて計六名になった。

尙評議會終了後十一月二十七日の理事會に於て寄附行為第七條第三項による理事に宇佐美正祐、西本寛一の両氏が夫々選任された。

又同日の理事会で互選の結果満場一致で常務役員を左の通り決定した。

理事長 白川 朋吉氏

専務理事 久井 忠雄氏

常務監事には十一月二十日の監事會で互選の結果矢野文雄氏が選任された。

博士課程設置認可申請

大学院に於ける履修課程は既設の修士課程のみであつたが、来年度より博士課程を設置することに決定このほどその申請手續を完了した。尙同課程に設置される研究科は法学、文学及び経済学の三科目である。

同時に従来英文学、国文学及び哲学の三専攻科目であつた文学研究科修士課程

に史学専攻を新設、認可申請を終えた。

神谷、山下両氏

推選校友に

十一月二十日の理事会に於て寄附行為第三十五條第二項により神谷昇二、山下文次郎両氏を校友に推薦することに決定した。

神谷氏は大正十四年専門部商業科に入学昭和二年迄在学され現在会社社長として、又山下文次郎氏は大正九年専門部法科に入学同年中退され現在鳥取公証人會々長として夫々斯界で活躍されている。

留学生派遣

毎年二名づつ

既に一名の海外派遣留学生をバリー大に入學せしめているが、更に、毎年二乃至三名の留学生を選衡の上英米仏独等の諸大学に派遣することに決定した。

天六学舎増築と

寮建設案

かねて計画中の天六学舎増築は来春新学期を前に各方面から強く要望されているが、このほど理事会で本年度に増築する事が決定した。同時に永らく地方出身学生の為の福祉施設として計画中の学生寮建設も千里山の地に約百坪の予定を以て同じく本年度内建設が決定された。

学術研究所長に宮島氏

廣く東西学術研究のメツカたるべき関

西大学東西学術研究所長に理事宮島綱男氏が就任した。

学部課長手当増額

このほど理事会に於いて学部課長手当を従來の約三倍に増額を決定した。

体育実技館譲渡式

教育後援會によつて鋭意建設を進めていた体育実技館はこのほど完成、十一月二十三日午後二時より後援會側大学側関係多数列席して盛大に譲渡式が行われた。建坪約百坪、木野瓦葺の平屋建てであるが競技場二、医務室予備室を備へた同実技館は既に秋の大学祭に於いて室内競技場としての優れた性能を充分發揮したものである。

日本商品学会関西支部成立

かねて本学河村宣介、河村信一両教授その他関西諸大学商品学担当教授らによつて設立準備中であつた日本商品学会関西支部はこのほど成立、第一回部會を十月四日心齋橋節大丸内商品研究所に於いて開催された。

学会出張

河村宣介教授は十月二十八・九兩日東京明治大学で開催された日本交通学会に出席

中井峻二、井上吉次郎両教授は十一月二十三日東京日本大学本部に於ける日本新聞学会総會に出席、中井教授は「

報道に於ける客観性の限界」、井上教授は「部数論」についてそれぞれ講演を行った。

人事異動

十二月五日付 教授 佐伯 三郎 関西大学短期大学部長代理に補する

校友

千里山昭八會

十一月十八日(火)午後五時半より北浜グリルに於て十一月例会を開催、幹事より通信の件並びに二十周年紀念行事に関する進行状態を報告し意見と協力を要望し會員の賛意を得、更に故入島支部長の子女育英資金についても協力を求む。尙大島君より評議員會の状況報告あり小宴に入る。今回は新顔も見えて期せずして懐旧談に花が咲き突に愉快な教刻を過ぎた。午後八時半名残りを惜しみつゝ再會を約して會を閉じた。当日の出席者左の通り

廣瀬義臣、大島武夫、浦野健一郎、藤川健治、中室利國、田淵三郎、西井晴一、前阪健吉、賀本敏英、野田文雄、長澤健一、喜多倉三郎、木下忠夫、中村重男、宮脇健三郎、山尾義泰、高橋新吉、平井三期 (平井三期氏報)

昭六會謝恩會、久井

理事当選祝賀會

懐しい千里山上の学窓を出てより満二

十年昭六会は、これを記念して在学中懇切な教へをうけ、卒業してもいろいろと鞭撻指導して頂いたかの懐しい恩師の謝恩慰安会を持つ予定がたてられていた。

時たまたま財団法人より学校法人と組織が改められ、校友の総選挙による評議員及役員が改選が行はれることとなつたためこの計画は見送られていた。しかし十月下旬それも無事終了したので、かねての計画を十一月十四日、午後五時、三谷曾根崎署長の斡旋による北区曾根崎美之吉において開催した。御集り下さつた先生は、岩崎、木村、水谷、矢口、河村信堀、賀屋の七先生で(宮島、中谷、河村宜各先生は都合により御欠席)その昔黒髪潑刺として若き血汗に熱情をかたむけて教壇上で教授された諸先生は、今や白髪を交へ、学問と教育の道に終始した知性人の持つ温かさを会場にもち込まれた。幹事と久井新理事の挨拶の後、旧会員故八鳥教授子女育英資金募集の経過報告があつて、自己紹介をなし宴に入つてお招きして諸先生と、今は壯年にあつて社会的に最も活動期にある昭六会員も、その昔の学生に癒つた、和氣満風の裡に会を進めた。当日出席者差記の通り

- 先生 岩崎、木村、水谷、賀屋、堀、矢口、河村信の各先生
- 会員 久保井忠雄、吉橋壽美、今井憲夫、吉川敬一、福原菊次郎、門田文三、明倉茂彦、菅野昌平、長尾昇、上野俊彦、喜多由造、岡部俊喜、有賀司郎、奥川武郎、楠井文

幹、齋藤善三、藤井兵衛、佐伯三郎、三谷八男 (順序不同)

尚 昭六会員二一八名中現在在任住所及び勤務先の判明している者九五名です、目下本年度名簿作成中ですが尚全会員の消息を知りたく、御存じの方は左記へ御一報御願ひします

大阪市南区高津十番町九

福原菊治郎方

昭六会 事務所

東京支部懇親会

東京支部は十一月二十二日午後四時より銀座「オリビック」に於て過般本学評議員に当選された支部長福田繁芳、大島鎌吉両氏を祝賀する本年度第三回目の懇親会が盛大裡に催された。

先ず安田副支部長の開会の辞あり、香西副支部長から在京校友会員の動静並びに大学当局、学長及びその他よりの祝電披露があり、次いで福田支部長起つて大学の近況に関する説明を行い、就中本年度の高文受験者合格者の報告に全員感慨深く期せずして一同意を強うし本年度卒業生の就職に閑し格別の努力する事を申合せた。更に大島評議員より挨拶をかねて嘗ての外遊回顧談と母校の将来性についてその抱負と激しき情熱とを吐露されれば校友板橋経済学博士は全国私立大学

に於ける本学の特徴並びに将来についての蘊蓄を傾ける等、出席者一同三月振りにも亦々母校発展の模様を眼前にする如く、感激の中に宴に入り、出席者々々自己紹介並びに近況報告を行い、最後に一同元老平岡啓道氏の母校の方才に唱和し、学歌を高唱して盛會裡に幕を閉じた。

当日の出席者は左記の通りであるが、会員より東京支部クラブ(会館)の創立案が提出され、強く一同の支持を受けた事は、当日特筆すべきニュースであろう。又従来支部会開催後会計の不足を常に福田支部長が引受けられていたのを今回は岸本忠雄、中山幸市並びに畑孝二郎三氏が進んでその役を引受け、更に多額の寄附を申出られ一同を感激させた。同時に占領解除の年の忘年会を盛大にという提案を付言されたのでやんやの拍手でその案を受けるなど、美しい話、楽しい笑いの中に、出席校友も本年度既に三回目の集いとあつてお互いに顔馴染も出来、家庭的事業の両面の連絡話に花が咲き、予期以上結果を挙げ、大阪支部総会以上の收穫のあつたであろう事を誇りながら十時半散会した。

出席者(順不同敬称略)

- 酒原永治、堀義宏、綾部孝夫、下出敏彦、中山幸市、戸田慶三、川越武郎、諏訪富三郎、藤本勝男、香西敬一、平岡啓道、畑孝二郎、本田捨松、福田繁芳、植田八郎、安田日出男、柴田保、清野静一、大島鎌吉、平野茂、田中壽監、板橋菊松、澁田昇一、村崎正幸、高乃健、井口卯平

東京支部クラブの創立案を詳しくお知らせ下さい。(係)

富山縣支部総会

十一月二十九日、富山市吉原旅館に於て富山縣支部を開催した。総会は参会者十六名、当県支部としては非常な盛會として夫々、懐旧談、母校の現況等につき語りあい、大学及び支部の参才を三唱、他日を約し散会した。

役員改選の結果左記の通り当選した

- | | | | | |
|------|------|------|------|------|
| 支部長 | 古屋 東 | 副支部長 | 栗岐基一 | 宮本五郎 |
| 常任幹事 | 安田倫蔵 | 幹事 | 吉用安秀 | 魚津地区 |
| | | | 古城勇一 | 吳東地区 |
| | | | 延谷謙三 | 同 |
| | | | 川西庄造 | 同 |
| | | | 米田 実 | 吳西地区 |
| | | | 福田作造 | 同 |
- (当日出席者) 古澤東、栗山基一、宮本五郎、若林政次郎、杉田信義、安田倫蔵、井田勇一、田安秀、福田作造、米田実、橋詰繁義、古城勇一、川西庄造、矢内原和一、延谷謙三、石川支部中西 與七
- (安田倫蔵氏報)

一時中止になつていました職域名簿抄を再び掲載しました。本年五月下旬の調査を基準として居ります。御異動或は誤りがあれば御高示賜りたく存じます(係) 本文二一頁に掲載

我國經濟の自立と景氣政策並びに

國際收支について

―耐乏生活を勤める―

中川庸太郎

我國經濟が現在直面している最も重要問題の一つは長期的観点からする經濟自立と短期的観点からする景氣対策である。この經濟自立を一般的理念として考え、国内面では激しいインフレーションもデフレーションも起さず（若干の景氣の循環波動は止むを得ないとして）、対國際面では、為替相場の引下げを必要とせず、又極端なる輸入制限も、あえて必要としないというが如き經濟の育成である。このことは他言すると、國際關連を考慮に入れつつ、實質所得によつて確保される相当なる完全雇用を持続的に實現することゝなる。何故なれば、激しいインフレーションによる繁榮策は、實質所得を低下せしめるであらうし、遂には國際貸借の決済について重大なる難関に逢着することゝなる。尙又深刻なるデフレーションは慢性的なる失業を発生せしめるかも知れないためである。為替相場の引下げはブレトン・ウツツ協定に参加しての限り、そう簡単に実行できないように拘束されており、しかし敢てこれを強行すれば輸出は、これがために刺戟されるかもしれないが、輸入は困難且不利となり、原料其他海外からの輸入に多大の依存を有している国にとりて、結局に於て輸出も亦早晚困難となり得るためである。加うるに為替引下げの程度にも

よるが、たとえ輸出が増加するとしても外貨の手取は同量同価格のものを輸出しても以前より少量となる。尙又我國のように外國債の利子と元金支払を必ず実行しなければならぬ場合にも慎重なる考慮を必要とするためである。

有効需要の海外漏出防止の手段として或いは國際收支調節の方法としての大規模な輸入制限が特に直接統制即ち関税以外の手段によつて行われるとすると、而も前述のように遂には必要なる原料と食糧の輸入制限に迄及ぶとすると、国内投資そのものが問題となるは勿論、遂にはストック欠乏による輸出難となるかも知れず（最近に於ける英國の如く）、加うるに我國の輸入の制限は早晚他國の輸入制限となるため、我國の輸出も收縮し、遂に循環的に國際間の貿易を收縮せしめる危険がある。即ち縮少均衡に陥入ることゝなる。この結果は、たとえ名目的に完全雇用が成立するとしても、それは實質所得を伴わぬ完全雇用となるであらう。

以上の自立經濟の理念はいづれの国に対しても一応あてはまり、且つかくあらねばならぬ一般的概念であるが、特に我國に關しては輸出産業に対する國家の過大な奨励保護を必要とせず、而も海外からの老大な援助を必要とせずして必要物資が入手できる体勢にお

こうという狙いもある。しかし重要産業に対する保護奨励の完全なる撤廃は第十九世紀時代の如き自由貿易時代に於ては、或いは論議的となるかも知れないが、世界經濟が劃期的なる構造的变化をなしている現在では、完全なる撤廃は、むしろ時代錯誤的である。尙又海外からの援助については、これが贈與又は救濟的性質のものであれば、これに望みをかけることは素より誤りでもあるし且つ健全でもない。しかし經濟的ベースに於ける、例えば長短資本の借入又は借款であれば、何等これを排除忌避すべき理由はない。流入する長期外國資本が非經濟なる用途や、將來收益のない産業に投下されるということのない限り、又短期外國資金が、むしろ慢性的なる國際收支の逆調決済に使用されるということのない限り、外國資金を忌避すべき何んの根拠もないのである。

さて上述するが如き理念的観点からする自立經濟概念の内には、自ら景氣対策が含まれているのであるが、さて具体的なる實現の可能性という点からすると、この兩者の内には、少くとも過渡的には若干の摩擦が存在している。以上のような理念型を一応究極の目標とし、自立經濟確立への可能性を考えて見ると、今更前途に容易ならぬ荆棘の途があるやに考えられる。それは年々に激増する人口を相当なる生活水準で以つて確保して行こうとするためには、與えられている条件の多くに、吾人をして容易に樂觀せしめえないものがあるためであるそれは周知のように労働を除く国内生産資源の乏しさと、国内市場の狹隘さからして生産資源と市場とに絶對的な國際依存を有していることである。即ち實質的な完全雇用を實現するためには封鎖經濟では到底實現困難であることは、ほど戦時經濟時代の經驗で証明

済である。まず何よりも輸出産業の振興が絶対であり、これがためには我國として莫大なる原料輸入は必須の条件であり、又実質所得水準を確保するために食糧其他の輸入も亦或程度欠くべからざるものとなる。

我國の與えられたる条件よりして周知のように大量の原料を輸入して、これを加工し、輸出しなければならぬという我國は典型的なる加工貿易国たることである。従つて、その加工の程度と能率は高度であることとを必要とし、この加工の程度が高ければ、高い程原料輸入は少なくてすむこととなる。然し幸か不幸か我國はスイスの如きと異なり海上運送は陸上運送に比較して割に容易である。従つてスイスのように加工度の高い商品輸出国として若干宿命的に追従且つ模倣し得ない条件が自然に與えられているが、優良廉価の商品を生産するという加工上の能率については生産技術の革新と産業合理化及び資源の開発によつて十分達成され得る。即ち国際経済上の専門語で言うならば、絶対的或いは相対的なる生産上の「比較優位」comparative advantage を獲得することである。

しかし第十九世紀時代と異なり、商品生産上の国際的比較優位（廉価生産）だけが輸出貿易を左右するのではなく、世界市場の種々なる貿易層（特に双刃的貿易による）に分裂している現状に於いて、国際間に於ける政治的並びに経済的の了解と協定がその成否を決定する重大なる条件であるということとを考慮に入れる必要がある。（尙又国際需要が商品価格の高低如何によつて自動的に伸縮するかどうかという輸入商品に対する需要の弾力性についても、価格がそのすべてではないが）。尤もかゝる諸条件が個々の貿易と貿易される商品の量との種類を決定するとは言え、尙否定すべからざる一般原理は優良廉価商品の優先である。かくて優

良廉価貿易品を如何に廉価に生産し得るかというコストの問題となることは依然として真理であろう。

生産費用を廉価ならしめるためには先ず第一に取上げられねばならないのは優良廉価の原料である。たゞ第十九世紀時代と異なり、「双務貿易」bilateral trade が圧倒的なる現状に於て、一般に最優良最廉価の原料品を世界のいたるところに於て選択し得るといふが如き自由が最早與えられていないのがむしろ通則である。かゝる差別貿易が高能率生産第一原則の点よりすれば不都合且つ不合理であるは言う迄もない。しかし世界市場に於て自由貿易原理が通用し得ない現状に於て或程度止むを得ないことである。勿論国際間に於ける何程かの相互了解と協定の下に、この点について若干の打開の途があるであろうが、国際的廣い範圍に亘つての根本的打開について多くを望むことは到底困難である。それは世界経済の構造的変化の結果であり、或いは経済的問題というよりむしろ政治問題であり、経済は政治とは別であるという主張もこの際通用し得ない第十九世紀的の夢である。我國との中共貿易とがさし当りこれに該当する。

第二に重要なコストは企業者の立場からするならば労働費用であろう。言う迄もなく商品の生産費用は原料代、賃銀、資本等其他の種々なる要因の綜合で、その間各々要因間には代替補充的作用がある。この代替補充的作用は種々なる商品生産に際して與えられ又は與えられる自然的、社会的及び経済上の前提と条件がある。是等の諸前提と諸条件が各地各国に配在されている生産諸国の代替補充の程度を、夫々の生産要因の価格を軸として決定する。例えば或国或土地に於ける或種商品と他商品の生産をいづれにするかということから、選択されたる或特定商品の生産に際し、結

合さるべき原料と労働及び資本の割合を如何にするかということとは、かゝる商品生産に貢献する各々生産要因の効率とその価格であろう。従つてかゝる諸生産要因の相互の間には相対的な価格の比率が生ずるわけである。この相対的な価格の比率に従つて業者は最も効果的と考ふる結合を選ぶにちがいが無い。従つて価格と効率の点よりして余り好ましくない原料を使用せざるを得ぬような条件に迫りこまれてくる業者にとりて、其他の生産要因によつて代替補充しなければならぬ。もし後述する資本の貢献に十分なる期待をかけ得ないとせば、それは労働賃銀行に、しわよせざるを余儀なくせしめられるであろう。もしこのことも実現不可能とすれば、コストは高まり、従つて比較優位はなく、外国市場を喪失してしまふ。従つてこの点からするならば、原料代の廉価なることは賃銀を上昇せしめると同様、生産技術の革新は労働賃銀を上昇せしめることとなる。即ち外国市場に於ける競争に於て、もし国際的比較に於て原料代と資本が高価であれば、賃銀水準は当然に低からざるを得ぬこととなる。（この点に於てジンレマに陥入つて居る典型的な国は昨今のイギリスであろう）。

かくて国際的比較に於て原料代と資本代（或いは長期利子）が比較的の高価であるということは、賃銀は低からざるを得ず、もし、そうでなければ、外国市場を喪失し、失業は発生し、賃銀水準は低下し、賃銀水準は落つてくべき低水準に落つき、外国競争力という点に於て、前兩者との均衡に於て（即ち比較優位の回復という点に於て）賃銀水準が定まる。従つて原料輸入に圧倒的依存を持ち、或種原料については割高な不利を或程度甘受しなければならず、生産技術の革新と合理化に多大の余地を残している我國の現状よりして、

当分の間賃銀水準の先進国並には及ばないということもむしろ自然の勢いであるということとなる。従つて我国の戦前に対する生産水準の回復に対して生活水準の及ばないということは半面に於て部分的に、かゝる趨勢を示していることとなり、又望ましいということとなる。

第三には生産に対する資本と設備の貢献度である。これがためには電源の開発も必要であろう。産業の合理化、機械化も欠くべからざるものであり、或いは更に長期的に世界の国際分業の変化に順応するように産業又は輸出産業の編成換が慎重に考慮されねばならぬ重要な問題となる。これがためには生産技術の革新と共に生産者財或いは投資財の生産が重視される。今このことを外国資本の導入によつてではなく、自力で達成しようとするならば、国民所得中消費に支出される割合、即ち消費性向 C/Y （ Y を処分される国民所得として、 C を消費への支出とする）を小さくし、投資財に対する有効需要の主流をなしている貯蓄 S 、或いは貯蓄性向 S/Y （処分される国民所得中消費されない残余分）を大とする必要がある。謂わば耐乏生活である。今消費性向を小さくし、貯蓄性向を大とすることが出来るならば、或条件の下に於て投資財或いは生産財に対する有効需要、即ち投資が相対的に増大し、産業の合理化機械化に必要な生産財は、より豊富に提供され得る。即ち生産設備の革新に資するためには生産財の供給を豊富しなければならず、このことは半面に於て、消費財への欲望に耐えなければならぬこととなる。前述せる如く戦後我国の生産水準が戦前の水準を突破しているにかゝらず、生活水準が戦前水準を依然として回復していないことは、この点よりするならば、多くの論者が主張するように（未だ

万全の回復ではなくても）決して憂うべき兆候ではない。即ち生活水準の回復未だということが明白の生産活動に重大なる支障となつておらぬ限り、将来のために、むしろ喜ぶべきことで、当分の間依然として耐乏生活が肝心であると思う。

消費欲求への自制も克己もせず、消費者意欲を高めると同時に、貯蓄を大にし、生産財の生産を刺戟せんとすることは素より虫のよすぎる話であり、又実行不可能なることである。いつかは完成財と消費財の生産増加となり、消費者欲求の充たされうる、然し現在に於ては耐乏し、生産設備の改善拡大に貢献する生産財の生産に熱意を有しないということは、永久に充たされ得ない意欲をかゝえて、消費者財の欠乏に悩むという悪循環の内に彷徨することとなる。常道から言ふと、国民所得（生産物生産の結果として）が消費と貯蓄の夫々の大きさを定めるのであるから、国民所得と所得を大にしなければ消費と貯蓄の絶対額は増加しない。消費が経済生活の究極の目標ではあるが、この消費を大にするためには、ひいては生活水準を高めるためには、生産を増大しなければならず、この生産を増大せしめるためには、先ず生産設備の革新と合理化が必要であり、生産されたものが所得となるためには、供給側からするとコストの引下げによる内外市場の開拓が欠くべからざるものとなる。

従つて消費が興えられたるものであるとすると、生産設備の革新と拡大となる投資が根本である。この場合生産設備の改善拡大となるが如き民間或いは国家又は公共団体の投資が行われるとする。この投資の結果何れ生産は拡大されて行くが、これより早く投資額に k 倍する国民所得が早晚形成されて行く。この所得増加の結果として増加する消費が所謂「限界消費性向

AC 」 marginal propensity to consume y_c 増加する貯蓄が「限界貯蓄性向 AS 」 marginal propensity to save と称されているが、さて耐乏されていた消費者の所得増加の結果として、何程かの程度に消費水準が増加するであろうが、今急激に消費者支出が高まるとすると、生産財と消費者財に配分されていた有効需要の比率に著大な変化を起すかも知れない。今生産者財に対する何等かの有効需要の追加（追加投資）がないとすると、最初耐乏生活として発足した形勢が逆転することとなる。形勢が逆転すると、折角の産業設備の強大化は中断せざるを得ぬこととなるであろう。

但し年々の消費財需要の正常なる増加（例えば人口増加と若干生活水準の改善等による）を満足せしめる程度の限界消費性向の上昇は当然望ましいわけであるから、その程度の消費者財生産の増加が伴わねばならない。従つて前述せる投資活動の裏付けとなる物財供給の一面を担うものとして原料財の輸入が絶対に必要なであると共に、消費者需要を或程度満足せしめる消費者財系統の物資の輸入も亦必要である。

以上のように我国産業、特に輸出産業を中心とするコストの引下げと能率増進のために産業設備の革新と拡大が必要であるが、この投資活動に必要な貨幣資本が財政資金によると、民間の貯蓄によると論なく、総国民所得からいづれかの通路を経て（租税、公債及び其他又は貯蓄 吸収されたものである限り、生産資源の完全利用の状態から発足せるものでない限り、まず著大なインフレーションを起さないですむかも知れない。しかし、かゝる通路以外からの貨幣の造出であれば、即ち信用創造が国家の赤字支出が、完全利用或いは近似完全利用の状態から着手されるとする

と、インフレーション勃発の可能性は大である。尤もこの場合として依然として耐乏生活が保持され得る限り、インフレーションへの可能性は若干抑制され得るであろう。即ち投資活動の結果として、所得増加 ΔY があり、 ΔY の結果として、消費増加 ΔC と貯蓄増加 ΔS があるが、 ΔC が依然として耐乏生活を確保しうる程度であれば、 ΔS は引続き投資継続の源泉となる。

たゞこゝで問題となるのは消費水準が依然として低水準にあるにかゝらず、如何にして自発的に生産財生産部門に需要が誘導されて投資活動となり得るかという点である。従つて消費の低水準というも、当始の低水準が前述のように徐々に改善されているので、生産財生産部門を失望せしめる程度の低水準でないことである。即ち消費財生産部門に、さしたる生産設備増加を必要とせぬが、しかし消費財価格は一般に堅調であるという程度の上位部門への誘導連関を必要とするのである。要するに投資増加の結果として所得が増加し、消費も増加するが、その増加は依然たる投資増加を継続もしめる程度の消費増加たることを必要とするという意味である。

上述せるところの投資増加（民間たるも国家投資たるを問わない）が有終の効果を収めるために尙是非考慮と計画の内に入れねばならないことは、かゝる投資増加、所得増加の結果としての国際貸借況を如何に決済するかという重要問題が起つてくる。上述するところでは所得増加の結果は、消費と貯蓄の増加だけに配分されると仮定してきた。しかしこれは實際的でなく、特に我国の如き資源の乏しき国に於ては、かゝる投資活動と所得形成の過程に於て、相当量の原料其他輸入が欠くべからざるものとなる。この輸入増加（限界輸入性向 ΔM ）は所得形成の点からすると、国内生産物に向ふべかりし有効需要が外国商品に向けられる

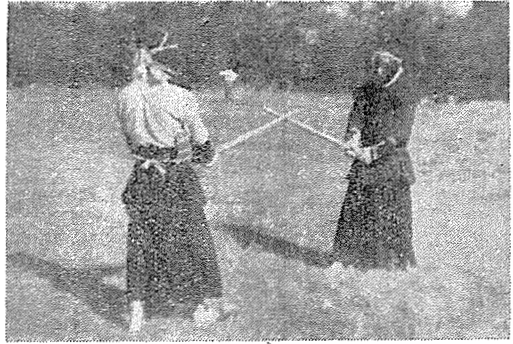
わけであるから（投資と生産活動のために欠くべからざる物資の流入ではあるが）輸入は其れだけ所得形成からすると「漏出」leakageであるため、この点に於て所得形成の倍率は低下する。従つてインフレーションへの可能性は若干弱められる。貯蓄も同様に所得形成の点よりして漏出であるが、これは投資されて相殺される。然らばこの輸入は如何なる帰結となるか。今当面の問題として、この輸入と丁度出合う輸出或いは其他の国際收支のない限り、国際貸借は不均衡となり、国際收支決済が不可能となる。従つて今この国際收支を決済すべき相当の「国際流動準備金」Reserves of international liquidityを保有していない場合、前掲の投資活動を一部中止するか、或いは計画の変更を行わねばならなくなる。

尤も我国の輸入が増加する場合、貿易関係国間に重大なる貿易拘束が起らぬと仮定して、この輸出の輸出産業を發足点として、恰もこの輸出に於ける国内投資がその国民所得を ΔY に從つて倍増せしめるように、その国民所得を k 倍増加せしめる。この所得の k 倍増過程に、限界輸入性向に從つて我国からの輸入は漸減しつつも累積し、この際輸出の国内貯蓄が全然存在しないとせば、即ち増加せる最初の輸出増加の結果として $\Delta Y = \Delta C + \Delta M$ だけであるとせば、この輸入増加は輸出の最初の輸出増加に遂に均衡することとなるので、我国の輸入増加も其後の輸出増加と丁度均衡する。従つてこの場合、結果から見ると我国の国際收支にも一応不安のないこととなる。たゞこの場合我国の輸入増加と輸出増加との時間ずれに基く支払決済をどうするかという問題だけが残るのである。

上述するような不完全なる輸出入の均衡化は、最初の輸出による余剰を獲得した国に貯蓄（国内消費にもならず、輸入財源にもならぬ）がなされない場合のみならず、輸入財源にもならぬ。しかし国民所得増加の結果として

何程の貯蓄も増加せぬとするのは非現実的であるので、其国の限界貯蓄性向に從つて若干の貯蓄が行われるのであろう。この場合貯蓄が退職されたまゝ使用されないとする、貿易の均衡化は困難となる。従つてこの貯蓄が投資されるか、或いは貯蓄以上のものが投資されうる場合に、更に其後の限界貯蓄性向が愈々小さく、限界輸入性向が大であればある程、我国輸出と輸入貿易の均衡成立は容易となる。

以上を以つて設題に從い、はゞ其輪廓を明かにしたわけである。尙言い足りない点が相当にあるやに考えられるが、予定の紙数は既に超過しているようである。只最後に我国經濟の自立という經濟再建の問題ながら一言したいのは戦後我国の政治社会の一般に亘つて瀰漫している社会生活の輕佻浮華且つ安易な風潮がこの再建を遅延せしめ、遂には坐折せしめるのではないかと不安である。明治經濟の基礎を建設し我国をして一応世界の産業国たらしめた先覚者達の質実剛健な氣風が地を払つているのではないかと懸念である。浪費がむしろ美德とされる富有国の一面だけが誤つて模倣されている点がないかどうか、先進国の華美な消費生活には、かくあるべき先進国の興えられたる条件とこの諸条件を勤勉と努力とによつて美果とした結果がある。其他社会經濟政策の分野に於ても、富有国や老成国が主として要具とすべき、例えば失業対策の如き（勿論貧乏國が全然援用してならぬといふのではない）も夫々の国情に應じて、慎重に勘考するべきである。たとえ比喩にせよピラミットの建設の如きが、むしろ失業対策として魅力的であるとすることが如きふざけた言辭で表現しなければならぬような国の浪費をまねることとは氷炭が冠せんとする以上のカリカチュアである。（二七、二八、二九）（經濟学部教授）



學 生

◎二部學研部 文藝部、近文研、国文研、劇作研、佛文研の諸部共同主催朝日新聞後援の下に第三回文藝講演会を十二月六日朝日新聞講堂で開催、多数の聴衆を集め盛会であつた、講師演題は次の通り

挨拶 飯田 教授
歌仙に就いて 金子 教授
文学探究 野間 宏氏(文藝評論家)
演劇の話 大西利夫氏(近松研究家)
◎二部學友会 十二月十四日大手前会館に於いて、二部學友会主催文化祭が挙

行せられるが、一部學友会とは趣きの違つた雰囲気を持つこの文化祭は、体育、文化、学研、応援團を含めた全學友会出演によつて構成され、各部とも天六学舎で猛練習をやつてゐる、体育各部はショウの型式で各部の紹介、社研部、文藝部、演劇部の劇、弁論部、吟詠部、軽音楽部、グリークラブ等の出演が予定されてゐる。写真部は作品を出品、当日会場を飾ることになつてゐる。

◎野球部 本年より全日本學生野球王座決定戦に代り東西大学対抗戦が実施せられることになり、その第一回戦が去る十一月十五、十六日の両日西宮球場で舉行せられた、東京、東都兩リーグの優勝校、早大、日大に加えて関西リーグの優勝校本学、二位立命大の四校の間に二日間を渉る華々しい東西大学の交流試合が行われ、万余の観衆を集めた熱戦が繰展げられた。本学は主戦投手綱、山村の両君を病氣欠場させ、苦しい投手難の試合であつたし、大試合に不馴れの所為もあつて、充分に実力を發揮出来なかつたのは遺憾であつた、第一日 対日大戦は、新入工藤が投手盤に起つたが、若さを隠せずリーグ戦中の好投を忘れたように打球定まらず打たれ、打者達も亦萎縮し、日頃の打力を示さず僅か二安打に封じられて、七対一と大きく敗れ去つた。第二日 対早大戦は本秋最高殊勲選手に選ばれば

た田畑の好投と、漸く試合に馴れた全員の闘志に助けられて、試合は白熱し、終始押し気味に試合を進め、後半再三のチャンスピンチ打者不足に加点ならず、第二回目 一死球で走者を出した後、早大石井に投じた、田畑不覚の一投を二壘打された唯一の得点に敗れたのは、返す返すも惜しかつた。殊に三回以後田畑の軟投のペースに乗せられた早大各強打者連のあせりが目立つていただけに充分勝てる試合だつたと云えよう。

十一月十六日 本学0—1早大
◎柔道部 十一月八、九日の両日 第四回全日本學生柔道選手権及東西対抗試合が大坂球場で舉行せられ、本学から一瀬主將、野見山、堀田、林田、藤勝、原田の諸君が出場、東西対抗は西軍意外に振わず、十四人を残す大差をもつて敗れたが、第二日、個人選手権には、本校一瀬の健闘良く優勝戦まで勝残り、惜くも敗れて、全日本第二位となつた。
第一回戦 一瀬(内) 敗)中山(東大)
第二回戦 〃 (優勝)半田(東北)
第三回戦 〃 (崩上) 三木(立命)
第四回戦 〃 (四方固) 〃
第五回戦 〃 (大外刈) 川口(中大)
準決勝戦 〃 (抽籤) 河辺(明大)
決勝戦 〃 (優勝) 東沢(日大)
決勝戦 〃 (巻込) 曾根(明大)
野見山副將も、Aゾーンで第三回戦まで

勝残り第四回戦で、明大末木に体落して敗れた。

◎ホッケー部 昭和二十二年米式蹴球が遂げた全国制覇を、再度本学にもたすものと期待される当部の全日本學生選手権が、十一月二十九、三十日の両日岐阜に於いて、全国四大学代表の間に戦われたが、先に東西対抗戦に優勝した本学は、東部の雄明大と優勝を争ひ、接戦の末、第一回學生選手権は明大に奪われるところとなつた。

十一月二十九日 本学7(34—00)0岐阜
十一月三十日 〃 2(11—22)4明大
クロッス・ゲームのこの試合は、本学の攻撃力素暗らしく、終始押し気味に試合を進め乍ら、極め手がなく明大FW徳永の巧みに破れた一戦であつた。

◎サッカー部 本秋リーグ緒戦、対神大戦に不覚の引分けを演じたとは云え不敗のまま、リーグ最終戦の関々戦こそ、優勝を決定する一戦であり、開学の三連勝を阻むものと、全員の闘志を掻きたてた、リーグ最終戦が、十二月七日西宮で舉行された、前半中頃から、HB恒藤兄、三田の活躍、FW寛、伊藤、恒藤弟の見事なパス・ワークに終始、関学を押えながら、後半三十二分、不運な一点を興えて、終に覇権への希望を失なつた一戦であつたが、全員の闘志と善戦は讃えられるべきである。

本学 0(00-10)1 関学

田川 弟 藤田 兄 咩広 弟 藤田 弟
秋前西 恒岩三 乙末寛 伊恒

KB // HB // FW //

◎バスケット部 春季トーナメントに優勝、秋のリーグも優勝候補に挙げられたが、荒い試合運びと、チーム・ワークの悪さに、その前途を危ぶまれていたが、氣使われた通り、終始リードを奪えず関学大に敗れ、三連覇を失った。

十一月二十四日日本学42(2517-3224)56 関学

個人技には見るべきものがあるが、チーム・ワークの悪さ、フォロウのまづさ、オフエンスの荒さが目立ち、新人連の得点能力の無さが敗因と云えよう、引続き十二月四日から行われた全日本学生選手権(神戸王字体育館)に於いても、対慶応戦にタイム・アップ七分前までリードをしながら敗れると云う不手際を見せ、今シーズンには期待された戦績を残さなかつたのは、部員一同反省を要するところである。

十二月四日日本学69(3930-48)鳥取大
十二月五日 // 47(1928-2629)55 慶応大

◎航空部 十一月二十五日より十二月一日まで、日本学生航空連盟関西支部主催、京都府下玉水で秋季滑空練習を実施、航空局大阪保安事務所長河上氏を始め、本学山村先輩等指導に当り、本学航

空部員全員参加の下に猛練習を行い、夏季練習の上に更に腕を磨き、プラセコによる地上十米、九十度旋回滑空航法の練習に励んで、十二月二日部員一同、無事帰校した。

◎拳闘部 十二月九日、大阪府立体育館に於いて、東西大学交流、早慶——関大対抗拳闘試合が挙行され、本学よりは、安田新王将を始め、吉津、山下、成瀬、西尾の五選手が出場した、昨年の覇者早大と慶応の混合軍を迎え撃つ、本学と関学大の連合軍の第一回戦は、四対四一引分で勝負なしに終つたが、本学選手の奮闘振りは次の通りである。

本学 フラジラ 判定負 光岡(早大)
// バンタ 級 吉津 判定負 三橋(慶大)
// マンタ 級 山下 勝 三橋(慶大)
K・O寸前まで追つめて、タイプ・アップになつた大試合であつた。
// フエザ 級 安田 KO勝 須田(慶大)
二回一分九秒、安田の右ストレートが決まりK・O勝

ト ライ 級 成瀬 判定負 石丸(早大)
// ウエル 級 西尾 判定勝 小笠原(早大)
// ター 級 西尾 判定勝 小笠原(早大)
◎スキー部 シーズン・インに入つた当部は、全関西学生、全日学生選手権に備えて、十二月一日より合宿練習を始めるが、合宿及び各選手権試合のスケヂュールは次の通りである。
十二月一日より二十五日まで、北海道札幌市内、十二月十五日より一月十一日

まで、二軍は全関西選手権に出場のため合宿を長野県野沢温泉で行う。
一月十三日より一月二十日まで、山形県米沢で挙行される全日本選手権大会に全員出場、一月二十二日より一月二十五日まで、国体大阪予選に出場のため、兵庫県城崎郡に合宿、一月二十六日より一月二十九日まで、近畿選手権大会に(滋賀県)に出場することになつている。

◎軽音楽部 部員四十余名を擁する当部は、先に一部学友会の文化祭に出演、タンゴ、コンボ、ハワイアンと、それぞれ教班を編成多大の好評を博したが、十二月二十一日二部短大文化祭(松坂会館)にも出演を予定され、石井部長の指揮下に全員張切つて、練習に励んでいる



文化祭の軽音楽部

◎演劇部 学校演劇としては、関西随一を誇る当部学園座は、第三十二回演劇研究発表会を十二月十一日、午後五時から松坂屋会館で挙行するが、演題及スタッフは次の通りである。
ストリンド、ペリー作 父 三幕
演出藤井謙次 同助手安居恒男 舞監
古市忠郎 装置中込巖 衣裳近藤重幸
キヤスト、八木迪郎、遠藤妙子、前羽俊治、植田治安、宮地功の諸君
阿坂卯一郎作 亀 裂 一幕
演出白濁将孝 助手清水治 舞監大井浩夫、キヤスト坂口榮、田中英子、赤司三郎

の諸君で、熱演の舞台が期待されている
◎園藝部 十一月十六日関田細川教室に於いて阪神四大学秋季園芸リーグ戦を挙行、本学三戦三勝、春季に引続き優勝を遂げ、京都地域優勝校との間に、関西学生園芸選手権大会を行うことになつている。

本学 関学大
×西田 先番 一目半敗 津山○
○田島 四目半勝 先番 村田×
○新宮 先番 中押勝 松林×
○田中 一目半勝 先番 加藤×
○平井 先番 中押勝 玉置×
対阪大戦は五勝○敗 対市大戦は四勝一敗
◎千里山法律學會 年々部員数を増加し (一七頁へ)

超耐熱合金メタル・セラミックスに就て

I 緒言

近時ロケットまたはジェット推進の航空機の発達に伴い800—1200°Cの高温に於て充分強度と耐蝕性を持つ耐熱材料の研究が盛んに行われ、その結果として所謂超耐熱合金 (Super Alloy) と称する一連の合金が新しく登場した。この種の耐熱材料は製造方法から分類すると鍛造用合金、鑄造用合金及び焼結用合金の三種に大別出来る。もつとも現在実用されているのは前二者で焼結用合金は未だ研究課程に属する合金である。然しその特性から見てやがては耐熱材料の王座を占める可き運命に在る合金で、特に1000°C以上の超高温に於ては他の追従を許さぬ長所を持つ貴重な材料である。

本文で述べるメタル・セラミックス (metal ceramics) は此種の焼結合金の一種で、Fe, Ni, Co のような金属と、Alの酸化物、Tiの炭化物のような耐火物を焼結して造つた合金である。耐火物の高温強度及び耐蝕性と金属の強靱性とを併有せしめんとして創られた合金で、目的及び用途は違ふが冶金的に見れば超硬質 Ceramics, Cermets, Ceramejilics とも称せられる。

太田 鶏 一

合金と兄弟の關係にある合金である。本文に於ては超耐熱合金メタル・セラミックスの發達の概要を説明し、次でアルミナ系のメタル・セラミックスに就て筆者が行つた二三の基礎研究の結果を述べ、ちなみに本研究は本学の教授として文部省の試験研究費の補助を得て行つたもので茲に附記し感謝の意を表して置く。

II メタル・セラミックスの發達

メタル・セラミックスを最初に実用したのは獨逸で、今次大戦中にFeとアルミナの合金をDugiteと云う名前でガスタービンのブレードに使つたことが報告されている。研究としては、つと前から色々な耐火物と金属との組合せに就て調査されたことは云うまでもないが、アルミナ系のメタル・セラミックスが真先に実用化された理由は次に述べるようにアルミナが耐熱材料として優れた特性を持つためである。即ちアルミナは高温強度が大きく、1200°Cに於て抗張力及び抗圧力がそれぞれ 15kg/mm²及び 80kg/mm²の高値を継続している。しかも中性及び酸化性の雰囲気に対する耐蝕性が抜群で値段が安く入手が極めて容易で

ある。たゞ靱性が乏しいことが欠点で強い熱歪を受けると破壊する性質があるから、ガスタービン翼のように熱歪と機械的応力とを受けるものには使えない。抗圧力に比べて抗張力が低いことも欠点と云えば欠点で静圧力を受けるころには適するが抗張応力を受けるころには向かない。そうしてこれ等の欠点はアルミナのみならず耐火物の一般的な通性で如何ともすることが出来ないで、靱性に富む金属を合金せしめ長を採り短を補つて製つたのがメタル・セラミックスである。例えばアルミナ (Al₂O₃) にFeを加えて行くとその量が増加するに従つて高温強度及び耐酸化性は次第に減少するが靱性が増加するから此兩者を適當な割合に組合せれば所要の靱性を持つ耐熱材料が得られる筈である。実際に試験して見るとアルミナにFeを40%以上加へれば800°Cから水冷しても割れないだけの靱性を持たせることが出来る。しかし其反面高温強度が減少することはまぬがれない処で、Fe60%で強度は純アルミナの半分以下になる。尚Feが40%以下では熱傳導が悪く此面からも制限を受けるから実用されている鉄アルミナ系のメタル・セラミックスは50%前後のFeを含むものが多い。大戦終了後メタル・セラミックスの研究は遼原の火のように急速に拡がり、列強は競つて研究を推進したので長足の進歩を見たが特に米國に於て著

しい發達を遂げた。耐火物としてはアルミナの他に Ni₃及び B₂O₃の酸化物、Ti及び Taの炭化物、Cr及び Zrの硼化物が研究され、金属としては Fe, Co, Cr, Be, Ni, Cu及びそれらの合金が研究された。然し不幸にして超耐熱合金は航空機の性能と密接不可分の關係に在るので、各國とも研究は極秘の裡に行はれ、成果の発表も厳しく禁じられていたので詳細を知る由もない。僅かに商品化された一二のものに就て其一端を知るに過ぎないが、これとても説明書によつて性能と用途を知るだけで製法は全く不明である。米國に於て商品化されたメタル・セラミックスの代表的なものに "Memetic" (Kenanum) がある。いづれも商品名で前者は Haynes Stellite corp. の製造にかゝるアルミナと Cr との合金、後者は Kennametal Inc. の製造にかゝる Ti 炭化物と Co または Ni との合金である。まづ "Memetic" であるが、カタログによる其性能及び用途は次の通りで、主としてパイプの形に造られ熱電対の保護管、バーナー、ノズル等としての好評を得ている由である。

| Memetic LT-1: | |
|---------------|--|
| 組成 | Al ₂ O ₃ 30%, Cr 70% |
| 抗張力 | 1000°C に 12.3kg/mm ² |
| | 1200°C に 5.1kg/mm ² |
| | 1300°C に 2.1kg/mm ² |
| 加工性 | 超硬質合金にて切削可能ナシ |

を切ることが出来る銅へ銅熔着が出来る

耐蝕性 1600°Cまでの空気及び燃焼瓦斯に耐える

熔鋼及び酸性鋼滓に耐えるが熔融ガラスには蝕される

製品 バイブ径2吋以下、長18吋以下各種

精度 H2%

用途 熱電対保護管、高温瓦斯吹込管、燃焼管、ガスタービンノズル、サンドブラストノズル

超高温用ホルト及ナット

次に「Keranium」であるが、これは各種の等級のものが販売されている模様で、代表的な三種の特性を示すと次の通りである。用途は「Metanic」と同様であるが高温ダイス材として賞用されガス・タービンのステーター用ブレードとしても成功を収めた由である。

Keranium:-

| | | | |
|------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 等級 | K138A | K140A | K151A |
| 組成 | TiC 80% | 90% | 80% |
| | Co 20% | 10% | — |
| | Ni — | — | 20% |
| 比重 | 5.8 | 5.9 | 5.8 |
| 硬度 | RA 89.5 | 91.5 | 89.0 |
| | kg/mm ² | kg/mm ² | kg/mm ² |
| 抗圧力 | 常温 310 | 300 | 310 |
| 抗析力 | 105 | 95 | 105 |
| 熱傳導率 | 18 | BTU/hr/Sq.ft/F | |

以上でメタル・セラミックスの発達の概要と代表的製品の簡単な紹介を終るが、前にも御断りしたように調査すべき文献が殆んどないので隔靴搔痒の感を禁じ得ない。昨年米国に於て開催された万国冶金学会に出席された三島先生の御話によると、米国の各大学は勿論、陸海空の技術研究所、民間の航空機製造会社に於て最も力を入れている研究課題の中に必ずこの超耐熱材料の研究があり、最も多額の研究費が使はれている由である。

特に国防総局の力コブの入れ方は非常なもので超耐熱合金の研究と云えばいくらでも研究費を支出し、研究成果は着々と工業化が進められている趣きで、僅か数万円の研究費を二年と連続しては貰えない。我が国の現状から見ても羨望に耐えない。筆者の研究も御多分に漏れず第二年度の目下却下になつたので途中で停止するの止むなきに至つたのである。本学に於ても研究費補助機関をもうけ此種の中止研究を続行し有終の美を發揮せしめる制度を確立されんことを切望する次第である。

Ⅲ アルミナ系メタル・セラミックスに関する基礎研究

筆者は兼ねてメタル・セラミックスに興味を持ちアルミナ系のメタル・セラミックスに就て基礎研究を行つて来た。詳細は日本金属学会誌の論文を見て頂くとして茲ではメタル・セラミックスの概念を得るに役立つと考えられる二三の問題に就て述べる。

メタル・セラミックスを製造するには耐火物の粉末と金属の粉末を混合し、それを金型に入れて加圧し次で適当な温度、金属の溶解点より10乃至20%低い温度に加熱焼成するのであるが、溶解度を持たない両者がどうして焼結するかと云うことが最初に起る疑問である。この金属と耐火物の焼結機構は冶金的に見ると興味ある研究問題である計りでなく、これが解決しないと金属や耐火物の種類及び粒度、焼成温度及雰囲気等をどう云う風に選定したらよいかと云うことが判らない理窟である。然しこの焼結機構は極めて難解で簡単に結論が出そうにないので逆に種々の金属及耐火物を色々の条件で焼成し焼結の良否を調べ、その結果から焼結機構を探求することにした。手近在る材料を用いて焼結の良否を調査した結果を示すと次の通りで、斯様な狭い範囲に於いても金属と耐火物との組合によつて焼結能に著しい違いがあることが判じた。

焼結能強き組合
Al₂O₃: Cu, Cr, 18-8-Tincken Alloy
焼結能無き組合
Cr₂O₃: Fe, Ni, Co, Cu, Al
この結果によればアルミナ (Al₂O₃) とCuは焼結能が弱い組合になつてゐるが、前述したように「Metanic」と云う立派な製品が出来ているのであるから、焼結能の強弱は焼成法の適否特に雰囲気を選定が支配的な影響を持ち上記の結果は筆者が採用した焼成条件の下に於ての話で絶対的のものではないことを御断りして置く。それは兎も角として容易に焼結する組合せを事実上焼結しない組合せとがあることは注意すべき現象で、金属と耐火物との焼結機構を研究する一つの重要な鍵となるものと考えられる。

筆者は専らNi及びMonel Metalとアルミナとの組合せに就て実験して来たから以下アルミナとNiのメタル・セラミックスに就て述べる。原料としては化学用純のアルミナと純Niの粉末を用いた。アルミナは100メッシュ全通Niは250メッシュ全通でアルミナは比較的荒目のものを使った。予備試験から原料粉末は細粉の方が好成绩を得られることが判じていたが、焼結機構を調べるには各種の粒度のものが混在する方が便利であるから、アルミナは100メッシュ全通として荒目のものを混用した。混合粉末50

瓦を径 35.7mm の円筒状の金型に装入し水圧機を用いて 60kg/cm² の圧力で圧縮し円盤状のコンパクトを造り、之を 1300°C で二時間焼成した。雰囲気は最初は弱酸化性、中頃は中性、後期は還元性に調整した。焼成を終つて試料は外貌検査、寸法及び重量の変化を測り次で硬度を測定し最後に顕鏡試験を行い組織を調べた。

アルミナの含量による硬度の変化は第一表に示す通りで、大体アルミナの重量比に比例して直線的に硬くなることが判つた。たゞアルミナ 60% 以上は硬度の増加が少く 70% を含むものはロックウェル硬度が反つて減少している。これは地質の靱性が減少しダイヤモンドコーンの圧入によつて圧痕の周辺に小亀裂を生ずるため A スケールで測れば僅かながら硬度の増加が認められた。

第 1 表

| Al ₂ O ₃ % | 0 | 10 | 20 | 30 | 40 | 50 | 60 | 70 |
|----------------------------------|-------|-------|-------|-------|------|----|----|----|
| Shore | 18.30 | 45.56 | 68.72 | 80.83 | | | | |
| Rowell | C-13 | 7.24 | 36.44 | 50.54 | 44.8 | | | |

焼成による寸法の変化を測定した一例は第二表に示す通りで、純 Ni は 5.5% 収縮したが、アルミナの含量が増加するに従つて収縮が減少し 30% 附近で零となり、それ以上では逆に膨脹した。焼成によつて生ずる寸法の変化は圧粉の圧力な

び焼成に於ける条件が変はると相当違つた値をとるが、傾向としては変化がなくアルミナ 30% 附近に H₂O の点がある。焼成時の変形の防止は粉末冶金工業に於て最も重要な研究問題の一つであるが、メタル・セラミックスは原料の配合比によつて容易に解決出来るからこの点は恵まれていると云える。

第 2 表

| Al ₂ O ₃ % | 0 | 10 | 20 | 30 | 40 | 50 | 60 | 70 |
|----------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 厚さの変化% | -5.5 | -3.5 | -2.0 | -0.5 | +1.0 | +2.5 | +4.0 | +6.0 |

次に組織であるが低倍率の顕微鏡で見ると第一図 A に示すような Ni の白地にアルミナが薄黒く稍層状に点在する組織で、アルミナの含量が増加すれば白地が漸少するだけで何の変化も認められな

図に示すようにアルミナ自身に黒さの異なる部分があつて、更らに高倍率で調べると黒く見えている部分は奇麗なラミネーションをしていることが判つた。鋼のアルミナ系インクルージョンに繁々見られるラミネーションと同様な型態をしているところから考えて此のラミネーションはアルミン酸 Ni のパーライト組織と想

像する。大粒のアルミナでは先端部にパーライト組織が

多く認められ小粒のものでは全部がパーライト組織をしている。原料粉末特にアルミナの粒度の小さい方が焼結成績が良好な理由は茲にあるものと考ええる。

この顕鏡試験の結果から筆者はアルミナと Ni が焼結して高硬度を出すのは Ni

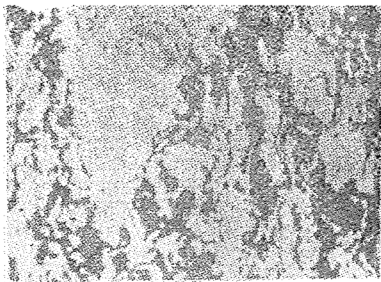
粉末の表面に出来た Ni の酸化物がアルミナと固溶体を作り之がアルミナと Ni とを熔着する為めであるとの仮説を提唱した。Fe, Ni, Co が何れもアルミナとよく焼結するのは此等が同属で其酸化物がアルミナと固溶体を作る性質があるからであると考ええる。アルミナと Ni は最も焼結が完全に行われるが最初から強い還元性の雰囲気中で焼成すると良好な結果が得られない事実も此の仮説によつて容易に説明出来る。

次に靱性であるが、之はアルミナの増加に比例して急激に減少する。特に衝撃に対しては弱く、アルミナ 20% 以上を含むものにはコンクリートの床に投げつけると粉々に壊れる。従つて衝撃的応力を受ける機械部品を製造するにはアルミナを 5% 以下に制限することが望ましい但し之は常温で使用する場合で高温に於ては靱性が増加するから耐熱材料として考える場合は別途に考慮する必要がある。

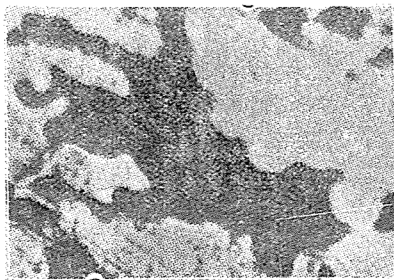
筆者がメタル・セラミックスに手を築めたのは之がガスタービンのブレードを製造したいと考えたからである。ガスタービンのブレードは複雑な型をしているから焼結法で素材を造り之を精密鍛造によつて仕上げる計画を樹てた。然しそれには少くとも型入鍛造が出来るだけの可鍛性を持つことが必要であるから、別に円

第 1 図

(A) ×100



(B) ×500



鑄形の試料を造り之をハンマーで押つゞし可鍛性を調べた。定性的な極めてラフな試験であるがその結果から 80% 以上アルミナを含有するものは事実上可鍛性がなく型入鍛造は 80% まで、普通の鍛造及圧延 20% 止りであることを知つた。鍛造すると幾分硬度が増加するからアルミナ 20% でロックウエル 80% 前後の硬度が得られる。米國で現用されている最も優秀なガスタービンブレードの硬度がロックウエル 30 乃至 35 であるから、アルミナ 25% 、 27.5% のメタル・セラミックスを型入鍛造して造つたブレードの硬度の点から見ても充分實用価値があるものと信ずる。

ガスタービンのブレードとしてはクリュー・リミット、破壊強度、燃焼瓦斯に対する耐蝕性、熱傳導率等調査を要する事項が沢山あるから其等をよく検討した上でなくては決論を下すわけには行かない。これ等の点に就ては現在研究中で未だ発表する程のデータが揃つていないから御許を願うとして、アルミナ系のメタル・セラミックスの誇るべき長所の一つに比重の小さいことがあることを指摘して置く。ローターに植え込まれた翼の根部が受ける応力の遠心力によるもの占める割合は回転数の増加に伴つて益々増大するから翼の材料の比重の小さいことの利益は説明するまでもない。

IV 結 言

以上で超耐熱合金メタル・セラミックス

の發達の經過と、アルミナ系のメタル・セラミックスに関する筆者の尙弱な研究の説明を終る。緒言で述べたようにメタル・セラミックスは未だ研究過程に属する合金であるが其特性から見て近い將來に於て必ずや耐熱材料の王座を占める合金であると考えられるので不敏を省みず筆をとつた次第である。

米英を始めソ連に於ても異常の熱情を以て研究を推進している空飛ぶ耐火物、メタル・セラミックスが敗戦の結果といへ我國に於て殆んど研究されてないことは極めて残念である。筆者の知る範圍では東芝の長富氏が「Caldes」系のメタル・セラミックスの研究を行つて居られるだけである。超硬質合金に就ては多数の研究が行われ優秀な製品がドンドン生産されているのであるから、弟分であるメタル・セラミックスに就ても多数の研究が行われ「Melamite」や「Kentrinum」に負けない優秀製品が生産される日の速かに来らんことを切に念願する次第である。(本学短期大学教授櫻博)

表 紙 寫 眞

千里丘の秋

昭和二十七年十二月十一日午後一時
半頃(晴)ミノルタレフⅡ型ロッコ
ールF5サクラネオパン、カールツ
アイス黄2号、絞F11、 $\frac{1}{2}$ 秒、D76
DK72、月光V2

(ナニワ写真工房 須古勝次氏撮影)

(一三頁より)

發展一途にある当部は、最近利用者が非常に多くなつた法律相談所を、一研究部門として分離、學術研究部の一部として獨立した部として認められ、法律相談部として新しく出發、従来の千里山法律學舎と法律相談部の二部併設して、更に部員の法律、司法研究に資することになつた。当部の最近の活動状況を記すと、十月二十四日関西法學々生連盟主催の法律討論会には、(関西六大学参加)当部徳田恒光が三位に入賞、論題「罪刑法定主義は現代に於いて維持されるべきや」であつた。

十一月五日大阪高裁、閩法連主催で、第四回司法週間法律討論会が毎日新聞講

堂で開催されたが、本学から法四沢田、法三徳田の両君が出席した。

◎二部辯論部 本年の地方遊説は、藤本教授部長の参加を仰ぎ、岡本部長以下全員十二名で、北陸、飛騨地域を廻つた、福井、金沢、富山、高山、岐阜の各市に於いて、会場に、街頭に熱弁を振り、いづれも数百名の聴衆を集め盛大に終始し、閩大弁論部の部名を昂め、多大の感銘を與え、五泊六日の旅行を無事に終えた、参加者次の通り。

藤本本是助教授、岡本富美男部長
山本功、田中愈人、大丸敏夫、北野禎
宏、大森郁夫、川西利夫、本田豊治、
山中高吉、野原龍治、山田豊

校友名簿發刊に就いて

校友各位に告ぐ

校友名簿は、其の發刊が企画以来、事務輻輳の爲非常に遷延致しまして、校友各位に多々御不便をおかけしましたが、愈々来春二月末、發刊の運びとなりました。就きましては、校友相互の消息を知る意味に於て、左記御覽の上是非、此際御申込み御利用下さる様御願申上げます。

昭和二十七年十二月

大阪市大淀区长柄中道二丁目十二番地
関西大学(校友課 取扱)

記

型、A列五号 頁数 約五百頁 価格 参百円
払込方法 振替口座 大阪一七八七五番を御利用下さい
払込期日 昭和廿八年一月末日迄

優秀な成績

一九五二年年度學友会回顧

昭和二十七年を差るに當り、この一年間の学生々活を回顧し、主要な出来事を拾つてみる、年初頭、新聞紙面を賑わした今田事件などの不祥事もあつたが、こゝでは印象に残つた朗報だけを書いてみる。

スキー部 一月九日より四日間信州野沢温泉に於いて関西学生選手権大会が挙

行されたが本学は、五年連続制覇を遂げ、一月十六日より岩手県花巻で挙

行された全日本学生選手権大会に臨み、二部で優勝し一部に昇格した。

軟式野球部

五月二十一日阪大戦に完勝、関西六大学春季リーグ戦に、当部結成以來始めて優勝遂げた、引続き全国大会大阪豫選にも優勝、六月五日近畿大会に出場し、同大に接戦の末、一対〇で破れたが、八月二日より三日間札幌市で開催された、第四回全国大会に出場、対法政大、対和歌山大に勝、准決勝戦で再度同大に、三対一で敗れた。

柔道部

六月七日、八日の両日、大阪城内で開催された第二回関西学生選手権大会に参加、第一回大会に引続き、連続

優勝、団体個人を通じて、二十一枚の多数の表彰状を享け、新人戸田は個人総合に優勝した。

拳斗部

関西リーグでは連年連続優勝、不敗を誇る当部は、全日学生選手権には常に惜敗、優勝を逸していたが、本年こそ、絶対優勝を期待されながら、戸の負傷欠場が災いして、折角の機会を逸した。即ち、六月二十一日大阪プールに於いて、関東の優勝校明大との間に全日学生選手権を賭けた試合が行われたが、神戸の欠場から、バンナム級の吉津に無理な減量をさせ、ジュニア・フライ級に出場させて、結局六対三で破れたのは痛かつた、順調に行けば五対四で勝つてに於いて、東西大学交流試合、早慶対関西、新主将安田(フェザー級)の馬力ある試合に勝ち、早大石丸(オリンピック選手)と戦つて敗れたとは云え、終始対等に戦つた、成瀬(ライト級)の善戦は称讃されるべきであらう。

レスリング部

九月二十三日西宮体育館に於いて行われた関西リーグ戦には、オリンピック選手山崎を擁する関学大を破り優勝、十二月十四日大阪YMCAで挙行される、全日学生王座決定戦に臨むことになつてゐる。

ウエルトン部

七月五日六日の両日に亘り西宮港に於いて開催された関西学生選手権大会に出場、第一日、スナイプでは岡、西川の健斗よく、二位関学大とは二点の点差であつたが、第二日関学大の頑張りには勝敗の定らぬ大接戦となり、ジーンギの御立、河合組の健斗あり、一点差で遂に初制覇の栄冠をもたらした、引き続き行われた全日選手権にも出場した

野球部

春季リーグ戦には、殆んど連日マウンドを踏んだ投手網の健斗も空しく、リーグ後半になるに従い当りの止つた打撃陣の不調に、傳統の関大戦に勝つたとは云え、対立命、対神大の二戦に敗れ優勝を逸したが、秋季リーグは、網、山村両投手を病気で欠いたとは云え、投手田畑、新人工藤の好投と、打撃陣の好投は、関西リーグ最優秀選手に表彰される榮譽を担つた、十一月十五日、十

バレーボール部

これより先、十一月三十日ニュージャパン道場で挙行された、全関西選手権大会には、本学の三君が、それぞれの階級で、全関西選手権を獲得した、決勝戦は次の通りである。

バレーボール部

十一月三十日ニュージャパン道場で挙行された、全関西選手権大会には、本学の三君が、それぞれの階級で、全関西選手権を獲得した、決勝戦は次の通りである。



デュアメル印象

中井 駿 二

フランス・アカデミー会員、作家デュアメル氏夫妻を大阪に迎へた十二月五日の午後、私はホテルへ訪ね、そのあと日佛協会の歓迎会で隣席し、夜、講演会で妻と娘と共に会つた。

握られたその手は大きかつた。しかし堅くはない。それはフランス中流の市民という観念をすぐさま私の心にひき起した手であつた。

二十余年前、私がフランス文科の学生だつた頃、彼の書物を通じて想像していた肖像は、痩せた長身の、むしる尖鋭な姿であつた。その後、デュアメルの明確な風貌を傳へる写真に接しないまゝ、はからずも大阪において、その現身にまみえる機会を得たのである。丈は高かつた。だが痩せてはいなかつた。堂々たる体格。だがそれは年とつて肥満したものではない。内はしまつており、顔はバラ色に艶やかである。それは精妙にでき上つた新しい陶器のやうに円るやかで輝いている。

主として宣傳語に使はれる文豪とか、巨匠とがいう言葉は、ともすればいかつく、近より難く、官僚的なひびきを持つている。デュアメルは事實として文豪であり巨匠であるに違いないが、およそこのやうな漢字は彼に似つかはしくない。大河小説、洋々たる河の流れるが如き小説という意味の、種別に属する作品を彼



フリユートに樂しむデ氏

は書くのであるが、風貌もまたそのやうに洋々としてゐる。しかし、人生の多くの辛酸を嘗め、幾度かの危機を経て來た人が、例へば政治家に見られるやうに、故意に・漠たる表情をとるのは、全く異つてゐる。彼は語るのに、大げさな身振りや強い語氣や、逆説を用いない。その声はいきいきとして、やゝ高く、美し

く、そして速い。両手は自然に迅速に言葉の内容に従つて動き、眼は、じつと見すえたまゝ鋭く、まばたきもしないで鋭く、答を待ち乍ら、しかもその奥にはほゞえみかけるつねに用意してゐるかの様な優しさがこもつてゐる。度の薄い老眼鏡を額におしあげたまゝ語る彼の眼は複雑である。

その作品にも現れているやうに、彼の願うところは、清澄で平明で人間的な生活であり幸福である。富や権力や機械や狂信に憑かれた人々をあはれみ惜む彼は、何よりも、「心の文明」を愛し憧れ、そのゆるぎのない建設と擁護とに熱情をさゝげている。彼は傳統と秩序と篤実とによつて守られた家庭で、わずらはされない自由な空気を人々が呼吸することを望んでゐる。彼の同貌はそのやうな家庭の主人としての努力が自分につくり上げたものである。二十五才の時、演劇の上での友人であつた女優ブランシュ・アルバートと結ばれて以來四十五年、困窮の中から樂き上げられた彼の生活と作品は見事である。

いま日本を経めぐつてゐる彼の胸の底には、遺された古い日本の中に東洋の智慧を発見した喜びと、新しく機械によつてまた劃一的なイデオロギーによつて、破壊されて行く理性への悲しみとが次第に高まつてゐることであらう。デュアメルにとつては対立する二つの世界は眞の文明ではなく、それは他の場所にあると考えるのである、日本がその場所であり得るかどうか、私達はそれを聞きたかつた。日々アメリカ化し、或はソ連化しつゝある日本にとつてその問題は切実である。嘗て「未來生活風景」で痛烈なアメリカ批判を投げかけ、またモスクワに入つては、「もし私がロシア人であるなら、ソ連の政体が変わらなければ死ぬ」とまでいつた彼から、この相剋する二つの文明についての今日の批判が聞きたかつた。だが文化使節としての任に患わされてか、それは聞けなかつた。また豫定されてゐた本学における講演が、彼の健康上の都合で中止の已むなきに至つたことは残念であつた。

(文学部教授)

職域名簿抄 (10)

大和銀行 (大阪市東區備後町二)

(電話) 六〇八〇(八九)

| | | | | |
|--------------|------|--------|-------|-------|
| 本店総務部長代理岡野一隆 | 昭三大法 | 梅田支店 | 若林修二 | 昭二九閏甲 |
| 森本隆男 | 昭二大經 | 上六支店 | 沖義信 | 昭二〇閏甲 |
| 貝辨清胤 | 昭八專法 | 平野町支店 | 阿波野豊 | 昭二專法 |
| 大島一雄 | 昭四專商 | 大正橋支店 | 中井英男 | 昭三專商 |
| 勝清一 | 昭四閏甲 | 高槻支店 | 藤井茂次 | 昭二專法 |
| 藤沢辰郎 | 昭九專經 | 神戶支店 | 高槻藤一郎 | 昭三專法 |
| 結城富夫 | 昭五專商 | 西宮支店 | 西上義男 | 昭三專法 |
| 高原博三 | 昭五專經 | 川口支店 | 野口大二郎 | 昭六大商 |
| 小原孝之進 | 昭三大法 | 上六支店 | 草野光夫 | 昭六二商 |
| 田中靜雄 | 昭六專商 | 平野町支店 | 楠田真生 | 昭三閏甲 |
| 和正一 | 昭三專商 | 久太郎町支店 | 西畑國繁 | 昭六專商 |
| 桑田了介 | 昭三二商 | 久太郎町支店 | 衣川誠喜 | 昭七專經 |
| 中井一二三 | 昭五專法 | 高槻支店 | 辻善一 | 昭七大法 |
| 国分実 | 昭五專法 | 佐野支店 | 齊藤利三郎 | 昭七大法 |
| 小寺寛 | 昭二專經 | 三宮支店 | 草間基男 | 昭三專經 |
| 荻田喜太郎 | 昭二專商 | 西宮支店 | 北村為和 | 昭四閏甲 |
| 上野康雄 | 昭二專法 | 本店庶務部 | 速水正雄 | 昭六專商 |
| 田中五市郎 | 昭五專法 | 阿倍野橋支店 | 村田俊一郎 | 昭六專商 |
| 長沢健一 | 昭八大經 | 川口支店 | 以倉迪夫 | 昭五大法 |
| 小松茂雄 | 昭二閏甲 | 天六支店 | 三木啓三郎 | 昭三專商 |
| 清光清一郎 | 昭二閏甲 | 歌島橋支店 | 小林輝夫 | 昭五專商 |
| 八幡保太 | 昭五專法 | 野田支店 | 辻子正宏 | 昭六大商 |
| 永野一郎 | 昭三閏甲 | 久太郎町支店 | 網治輝男 | 昭六大經 |
| 加藤敬一 | 昭四閏甲 | 吹田支店 | 上森高行 | 昭三專商 |
| 平井俊夫 | 昭二專法 | 泉大津支店 | 松尾保 | 昭三專商 |
| 大西專法 | 昭三專商 | 神戶支店 | 京極尙一 | 昭五大經 |
| 昭三專商 | 昭三專商 | 西宮支店 | 壬生川輝夫 | 昭三專商 |
| 久留米支店 | 昭六專經 | 池田清 | 柴垣重男 | 昭七大經 |

神戸銀行 (神戸市生田區浪花町五六)

(電話) 元町(五二八一)

| | | |
|---------|-------|------|
| 本店營業部 | 井谷忠承 | 昭二大商 |
| 公金部 | 隆之 | 昭五大經 |
| 厚生課 | 宮川三郎 | 昭五大法 |
| 營業部 | 柏木英三 | 昭三大法 |
| 板宿支店長 | 林徹 | 昭五大法 |
| 志方支店長 | 前川龍雄 | 昭七大經 |
| 広畑支店長 | 小林賢藏 | 昭九大法 |
| 長田支店 | 岡元嘉郎 | 昭六專商 |
| 兵庫支店 | 中尾照美 | 昭三大經 |
| 東京分室 | 沖崎徹 | 昭三大經 |
| 審査第一部 | 利光隆義 | 昭三大法 |
| 銀座支店 | 西村晃 | 昭三大法 |
| 大阪支店 | 芳沢増夫 | 昭五大經 |
| 病氣休職 | 黒瀬晃 | 昭六大法 |
| 本店検査部 | 高木寛 | 昭三大法 |
| 検査部長 | 住田吉次 | 昭二專商 |
| 庶務部文書課 | 山下與平 | 昭五專商 |
| 検査部検査役 | 中村武雄 | 昭三專商 |
| 検査第一課 | 野田悦藏 | 昭六專法 |
| 西郷支店長 | 福田久夫 | 昭六專商 |
| 西國支店長 | 牧野吾郎 | 昭三專商 |
| 高砂支店長代理 | 川北武四 | 昭四專法 |
| 伊丹支店長代理 | 岩井秀一 | 昭七專商 |
| 三宮支店 | 竹内福治 | 昭二專法 |
| 板宿支店 | 小島幸雄 | 昭三專商 |
| 明石支店 | 安藤永一 | 昭四專商 |
| 梅田支店 | 五百蔵憲一 | 昭六專商 |
| 三木支店 | 黒瀬裕 | 昭三專法 |
| 梅谷正芳 | 昭二專法 | 昭二專法 |

【編集後記】

◇永らく懸案の校友名簿愈々來春二月発行とあつて校友課は年末の休日も返上してラストスパート、何分宜敷く御期待を乞う。

◇木枯し吹荒ぶ師走、御多忙中にも拘らず多大の御勞作を御惠授下さつた諸教授に厚くお礼を申し上げます。それと共に数々の御無礼は御寛恕の程を。

◇校友各位からの御投稿を期待して居ります。隨筆、論文、御感想等は鶴首して居ります。御協力をお願いいたします。

關西大學學報 第二五四號

昭和二十七年十一月十日印刷
昭和二十七年十一月十五日發行

一年誌代表費三〇〇円(送料共)
大阪府大淀區長柄中通二丁目二番地
發行人 松生和夫
大阪府北區川崎町三七
印刷者 西井幾藏
大阪府北區川崎町三七
印刷所 株式會社 ナニヲ印刷所
電話 堀川 七三〇二番
三、九三番

發行所 關西大學學報局
大阪府大淀區長柄中通二丁目
電話 堀川 七三〇二番
振替 大阪 二六七七二番

關西大學學生募集

大學院

法学研究科—公法専攻・私法専攻 六〇名
 文学研究科—英文学専攻・国文学専攻・哲学専攻・史学専攻 八〇名
 経済学研究科—経済学専攻 五〇名

出願期間 三月一日—三月廿二日頃 試験期日 三月廿五日・廿六日頃

學部

| | |
|------|-----------------------|
| 法学部 | 第一部(昼) 一年 四〇〇名 三年 若干名 |
| | 第二部(夜) 一年 三〇〇名 三年 若干名 |
| 文学部 | 第一部(昼) 一年 二〇〇名 三年 若干名 |
| | 第二部(夜) 一年 一五〇名 三年 若干名 |
| 経済学部 | 第一部(昼) 一年 四〇〇名 三年 若干名 |
| | 第二部(夜) 一年 三〇〇名 三年 若干名 |
| 商学部 | 第一部(昼) 一年 二〇〇名 三年 若干名 |
| | 第二部(夜) 一年 一五〇名 三年 若干名 |

出願期間 第一部 法・文学部 一年 二月二日—三月九日 三年 三月二日—三月廿四日
 第二部 法・文・経・商学部 一年 二月二日—三月廿三日 三年 三月二日—三月廿四日
 (日曜、祝日を除き毎日午前十時より午後四時迄)

試験期日 第一部 法・文学部 一年 三月一〇日 三年 三月廿七日
 第二部 法・文・経・商・学部 一年 三月十二日 三年 三月廿七日

○第二部第一年次の入学試験に関する全ての事項及び入学後の授業は大阪市内天六大学舎で行う

短期大學部 商工経営部

出願期間 第一、二部とも 二月二日—三月廿三日 試験期日 第一、二部とも 三月廿四日

◎入学要覽 返信用封筒に宛名明記の上所在地に問合せの事

大阪府吹田市千里山
 電話吹田123・461

大阪市淀川区長柄中通
 電話堀川1756・2072—3・3332

大學院・學部

短期大學部